

江戸川区立学校 コミュニティ・スクール (学校運営協議会導入校) 運営マニュアル

～ 地域とともに創る学校を目指して ～



令和6年11月2日(土)
令和6年度 篠崎中学校 学校運営協議会

令和7年2月10日
教育推進課・教育指導課

はじめに

社会の急激な変化により、子どもたちを取り巻く環境や学校の抱える課題は、大きく変化してきており、学校と地域が一体となった教育活動の重要性が指摘されています。

この現状を踏まえ、本区では、平成10年9月21日「今後の地方教育行政の在り方について」の中央教育審議会の答申を受け、各学校に学校評議員を設置し、学校と地域がともに学校運営を担って参りました。さらに、平成20年度のモデル実施からスタートした学校応援団は、学校・家庭・地域の共育・協働により、図書館整備や花壇整備、読み聞かせ、学校行事など、様々な教育活動を支援し、子どもたちの豊かな「育ち」と確かな「学び」を保障しております。

この中、令和4年、本区の長期計画・中期計画である「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」及び「2030年の江戸川区（SDGsビジョン）」が策定されました。

これは、現在本区で生活する全ての人々が、今の生活を豊かにしながら、未来を生きる人たちのために何ができるかを示唆した計画となっています。

教育委員会としましても、本ビジョンを受け、新たな行動を起こすべき時期であると認識しております。

そこで、この数十年で培ってきた「学校・家庭・地域が共育・協働する学校づくり」を体系化するため、本区にもコミュニティ・スクール（学校運営協議会導入校）（以下、コミュニティ・スクールという）を導入すべく、令和6年度より4校でモデル実施し、その機能と効果を検証しています。

コミュニティ・スクールとは、校長が発信した経営方針を受け、地域住民等で構成された「学校運営協議会」が熟議を交わし、その方針を承認し、協働する学校を意味します。

この学校運営協議会の主な役割は、以下のとおりです。

- (1) 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- (2) 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- (3) 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。
- (4) 学校運営の基本的な方針に基づく運営に必要な支援について協議する。

また、学校課題と地域課題の解決を図るべく、「地域学校協働本部」を設置し、学校応援団の更なる活性化をも推進していければと考えております。

今後、モデル校を契機にコミュニティ・スクールが地域に根付くとともに、区民全体で、学校課題と地域課題の解決に向けて、学校・家庭・地域が「熟議」を交わせるようご協力をお願い申し上げます。

コミュニティ・スクールを通じて「地域とともにある学校づくり」を推進することで、本区が目指す未来「ともに生きるまち」の実現に向け寄与できればと、心から期待しております。

令和7年2月

江戸川区教育委員会
教育長 蓮沼 千秋

第一部 コミュニティ・スクールとは

第1章	コミュニティ・スクール導入の背景	P 3
1	江戸川区立学校における地域学校協働活動等の経緯	P 3
2	背景となる法律等	P 4
第2章	コミュニティ・スクールとは	P 6
1	コミュニティ・スクールとは	P 6
2	地域学校協働本部とは	P 6
3	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進	P 7
4	コミュニティ・スクールのメリット	P 7
第3章	参考事例	P 8
1	学校運営協議会を中心とした活動の参考事例	P 8
2	地域学校協働本部を中心とした活動の参考事例	P 8
3	地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的・効果的運営事例	P 8

第二部 コミュニティ・スクール導入計画

第1章	コミュニティ・スクールモデル実施校の指定	P 11
1	江戸川区立学校コミュニティ・スクールモデル実施の目的	P 11
2	モデル実施校(4校)	P 11
第2章	コミュニティ・スクールの導入計画	P 12
1	コミュニティ・スクール導入計画	P 12
2	モデル実施校の完全導入に向けた流れ	P 12

第三部 運営マニュアル

第1章 導入前の準備・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

- 1 コミュニティ・スクールの導入の決定・・・・・・・・ P 15
- 2 教職員に向けたコミュニティ・スクールの理解促進・・・・・・・・ P 15
- 3 保護者・地域に向けたコミュニティ・スクールの理解促進・・・・・・・・ P 15
- 4 学校運営協議会及び地域学校協働本部用スペースの確保・・・・・・・・ P 15
- 5 組織づくり・・・・・・・・ P 15
- 6 取り組むべき教育課題と地域課題の焦点化・・・・・・・・ P 16
- 7 学校運営協議会委員の選出及び組織づくり・・・・・・・・ P 17
- 8 地域学校協働本部の組織づくり・・・・・・・・ P 17

第2章 学校運営協議会の運営・・・・・・・・ P 19

- 1 コミュニティ・スクールの大まかな年間スケジュール・・・・・・・・ P 19
- 2 学校運営協議会の組織・・・・・・・・ P 20
- 3 よりよいコミュニティ・スクールを目指して・・・・・・・・ P 31

引用・参考文献・・・・・・・・ P 33

資料

- 関連様式1～9・・・・・・・・ P 35
- 関連要領等・・・・・・・・ P 35

第一部

コミュニティ・スクールとは

第1章 コミュニティ・スクール導入の背景

1 江戸川区立学校における地域学校協働活動等の経緯

(1) 学校評議員制度の導入

平成10年9月21日、中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」を受け、平成12年度から各学校に学校評議員を設置できることになりました。これを受け、本区では、平成12年6月に学校評議員設置要領を制定、同年9月より各学校に学校評議員会を設置し、以下の目的を果たしてきました。

- ・校長、園長が学校運営に向け、保護者や住民等の意見を把握・反映し、その協力を得るために意見を求めること。
 - ・校長が学校運営の状況等を学校評議員に知らせることにより、学校運営への協力を円滑にすること。
- 令和6年度現在、学校評議員会は、現・旧PTAや町会・自治会、青少年育成地区委員会、民生・児童委員等の方々を中心に、学校運営に対する協力を得ています。

(2) 国に先駆けた学校応援団の発足

学校応援団とは、「子どもたちのために役立ちたい」という思いを持つ保護者や地域住民が学校を支援する取り組みです。本区では、平成20年度にモデル校で学校応援団を発足させ、今では全校にその活動が浸透しています。学校・家庭・地域が共育・協働することで、子どもたちの豊かな「育ち」と確かな「学び」を目指しています。

<主な活動内容>

- ・ 図書整備(図書の整備、選書)など
- ・ 環境整備(花壇の整備、清掃)など
- ・ 登下校見守り旗振り、通学路の安全確認
- ・ 読み聞かせ
- ・ 学校行事支援
- ・ 学習支援(個別の学習指導)など

(3) コミュニティ・スクールモデル実施校の導入

令和4年8月、本区の長期計画・中期計画である「2100年の江戸川区(共生社会ビジョン)」及び「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」が策定されました。これは、現在本区で生活する全ての人々が、今の生活を豊かにしながら、未来を生きる人たちのために何ができるかを示唆したものです。本計画の策定を受け、江戸川区教育委員会は、令和6年度から、コミュニティ・スクールのモデル実施校に4校を指定し、「地域とともにある学校づくり」を推進することで、「ともに生きるまち」の実現に向けて踏み出しています。

ポイント

○東京都におけるコミュニティ・スクールの設置状況○

東京都の小・中・義務教育学校に占める割合は、令和5年度 41.1%、令和6年度 47.4%です。なお、**江戸川区は、令和6年度時点で0%です。**

2 背景となる法律等(「社会に開かれた教育課程」に関する法律)(抜粋)

(1)教育基本法

(生涯学習の理念)

第3条 …その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が…

(家庭教育)

第10条 …子の教育について第一義的責任を有するものであって、…

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 …相互の連携及び協力を努める…

(2)学校教育法

(情報提供)

第43条 …連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

準用規定 第28条、49条、62条、70条、82条、133条、134条の2

(3)社会教育法

(地域学校協働活動推進員)

第9条の7 …地域学校協働活動推進員を委嘱することができる…

(4)地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4節 学校運営協議会

第47条の5 …学校運営協議会を置くように努めなければならない…

(5)義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第5号)

(学校運営協議会の在り方の検討)

第5条 …法律の施行後5年を目途として … 学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(6)学習指導要領総則

(家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携)

教育課程の編成及び実施にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

ア …学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること、また、…

(7)江戸川区中・長期計画

2100年の江戸川区「共生社会ビジョン」

めざす未来「ともに生きるまち」

○人とともに生きる。

○社会とともに生きる。

○経済とともに生きる。

○環境とともに生きる。

○未来とともに生きる。

2030年の江戸川区「SDGsビジョン」

「私たちが目指す2030年のともに生きるまち」

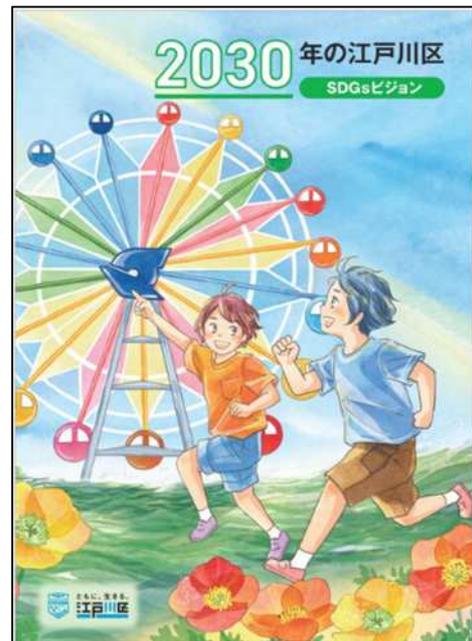
○区民一人ひとりが希望を持ち、多様性に満ちあふれた、自分らしく輝けるまち

○生命・財産を守るため、みんなで力を合わせてあらゆる危機を乗り越える、安全で安心なまち

○限りある資源を大切に、青い空、豊かな水辺とみどりを守り育てる、環境にやさしいまち

○歴史ある産業と新たな産業が調和し、地域に活力と価値を生み出す、経済が元気なまち

○地域の特色を生かしたまちづくりが進み、快適で便利な暮らしができる、住み続けたいまち



第2章 コミュニティ・スクールとは

1 コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール(学校運営協議会導入校)とは、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校運営に取り組む「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。

この制度を導入することにより、地域の声を学校運営に生かし、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることが可能となります。

ポイント

<学校運営協議会の主な役割>

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。
- ・学校運営の基本的な方針に基づく運営に必要な支援について協議する。

2 地域学校協働本部とは

地域学校協働本部とは、従来の学校支援地域本部(本区における学校応援団)を基盤として、今まで以上により多彩で、幅広い層の地域住民、団体等の参画を促し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。従来の「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へ発展させていくことが前提にあり、

(1)コーディネート機能

(2)多様な活動(より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施)

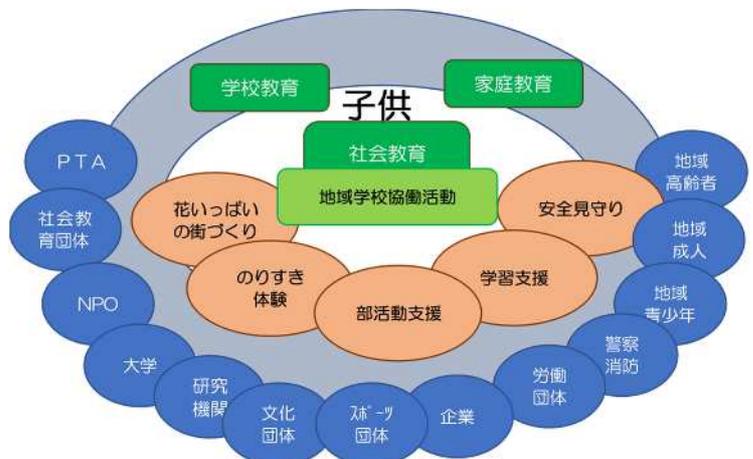
(3)継続的な活動(地域学校協働活動の継続的・安定的実施)

の3つの要素を必須としています。

すなわち、今までの「個」の支援から、NPOや大学、文化・体育団体等の法人も含めた子どもたちの成長を支えるネットワークを構築することです。

大切なことは、子どもたちの成長にとって何が重要であるか地域と学校でビジョンを共有した上で、可能な活動から着手し、徐々に活動内容の充実を図っていくことです。

(参考)地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組み



3 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進

地域や学校における実情や特色を踏まえ、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が相互に補完し、高めあい、両輪となって相乗効果を発揮していくことが大切です。学校と地域、相互にメリットのある「Win・Win」の関係を作り上げ、整備することを心掛ける必要があります。

4 コミュニティ・スクールのメリット

○子どもにとって

- ・多様な学びを受けられる。
- ・多くの大人と関わることによる自己肯定感の向上

○学校にとって

- ・開かれた教育課程の実現
- ・地域人材の活用による子どもと向き合う時間の確保

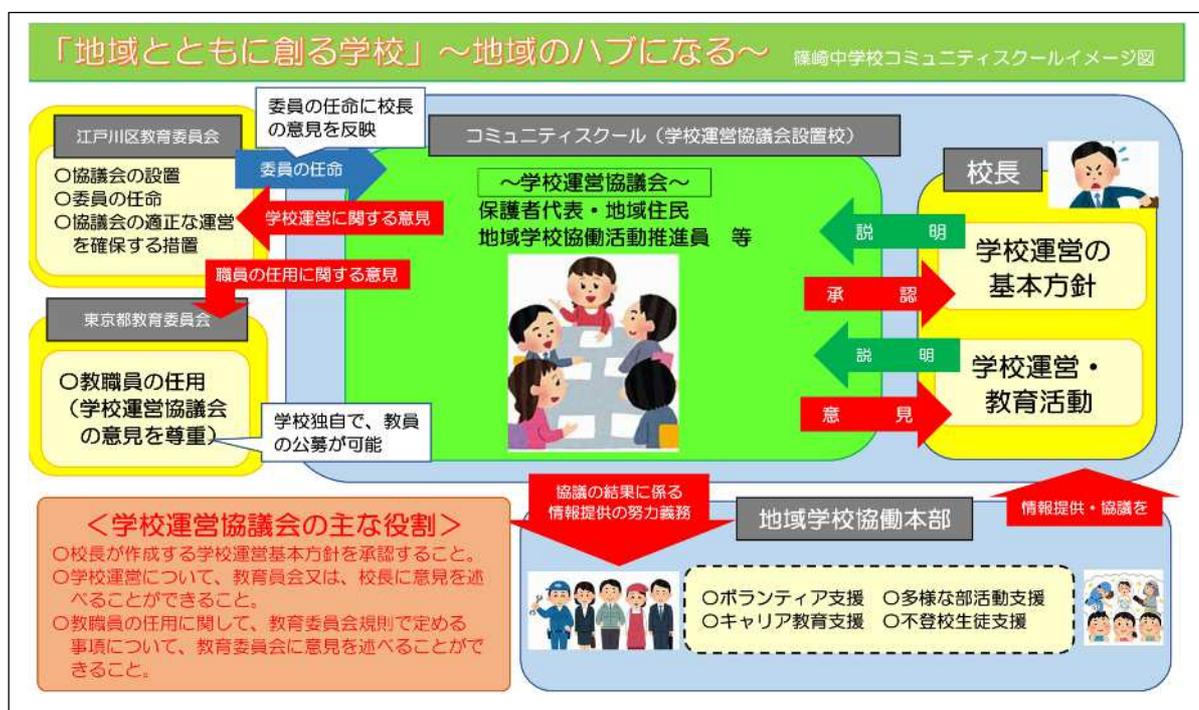
○保護者にとって

- ・学校や地域に対する理解の深まり
- ・地域の方々に支えられる安心感と人間関係の構築

○地域にとって

- ・生きがいややりがいの構築
- ・地域の課題解決
- ・学校を中心とした地域ネットワークの形成

コミュニティ・スクール イメージ図



第3章 参考事例

「『地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集』平成28年4月 文部科学省」より抜粋

1 学校運営協議会を中心とした活動の参考事例

(1) 小・中一貫教育による9年間の児童生徒の健やかな成長と発達を目指して(東京都)

活動の特徴	・4つの目指す児童・生徒像の実現のための「パワーアップアクションプラン」 ・学校の「やりたい!」を実現させるための教育支援ボランティア
今後の展望・課題	・学校・保護者・地域との「熟議」と「協働」を通しての小・中一貫教育の充実・発展

(2) 地域総がかりで育む子供たちの自主性と思いやり(熊本県)

活動の特徴	・学校運営協議会で協議した基本方針に向けた具体的な活動のための活動 ・地域行事への参加、花いっぱい運動による「地域に貢献する」意識の醸成
今後の展望・課題	・地域行事への参加から地域貢献へと繋げるための「人をつなぐ」作業の充実

(3) まちを活性化するための「ミッション」(高知県)

活動の特徴	・総合的な学習の時間を使っての地域参画型の学校づくりによる街の課題解決 ・生徒のアイデアによる商品開発
今後の展望・課題	・これまでの取組みの継続と取組の更なる充実

2 地域学校協働本部を中心とした活動の参考事例

(1) 地域住民と学校が協力した中学校夜間補充教室を運営(東京都)

活動の特徴	・無料での夜間補充教室を実施
今後の展望・課題	・補充教室の充実・継続

(2) 親と子供に寄り添い、見守り続ける「ほっとルーム」の活動(滋賀県)

活動の特徴	・家庭教育支援「ほっとサロン」における不登校傾向の個別対応、保護者支援
今後の展望・課題	・活動の継続、充実及び支援者の発掘

(3) 学区ブランド産品「富より団子」がつなぐ学校と地域(奈良県)

活動の特徴	・古代米に着目した商品開発、CM作成、チラシ作り、パッケージづくり
今後の展望・課題	・「富より団子」の活動から派生した新たな取組の充実・促進

(4) 「かゆいところに手が届く活動」で、未来に続く人づくり(大阪府)

活動の特徴	・絵本や読み聞かせの手法教授、学習支援、部活指導 ・校区のお祭り「ふれあいの集い」をお通した地域の顔見知りのふれあいの充実
今後の展望・課題	・個別活動から総合化・ネットワーク化

3 地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的・効果的運営事例

(1) ふるさを意識し、学校・地域・保護者が一体となった学習支援(東京都)

活動の特徴	・「朝先生」地域による朝学習 ・「放課後自由遊び」放課後の自由遊び ・「いくともシンポジウム」保護者・教師・地域による「夢」を語り合う場の設定
今後の展望・課題	・個別の活動から「総合化、ネットワーク化」への進展

	・課題を意識した取り組みと実践
--	-----------------

(2) 子供も大人も一緒に学ぶ(横浜市)

活動の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティハウスを活用した「生涯学習の場」「地域活動の場」 ・まち探検、郷土資料館、福祉施設等をつないだ「多様な学びの場」 ・ファンドを立ち上げての「継続性」の向上
今後の展望・課題	・養成講座によるボランティア人材の育成

(3) みんなの笑顔が輝く学校(東京都)

活動の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人による地域と学校のつなぎ ・地域人材による自然・歴史・環境などの学習 ・子供と地域のお年寄りとの交流の場
今後の展望・課題	・「子供も、保護者も、教職員も、地域も」の実現を目指したいろいろなツールの活用

第二部

コミュニティ・スクール導入計画

第1章 コミュニティ・スクールモデル実施校の指定

1 江戸川区立学校コミュニティ・スクールモデル実施の目的

(1) 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会制度等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(2) 趣旨

学校運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、江戸川区教育委員会及び校長(園長)の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

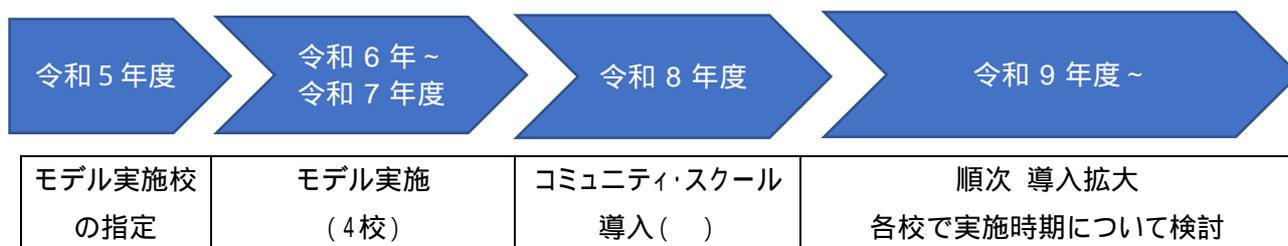
2 モデル実施校(4校)

第三松江小学校、小岩小学校、二之江中学校、篠崎中学校

第2章 コミュニティ・スクールの導入計画

令和6～7年度、コミュニティ・スクールモデル実施校で、江戸川区におけるコミュニティ・スクールの導入に向けて検証し、令和8年度の導入を目指す。詳細は、校長や地域の意見を踏まえながら、別途定めていく。

1 コミュニティ・スクール導入計画



令和8年度のコミュニティ・スクール導入は、モデル実施校のうち、導入可能な学校で実施する。
モデル実施校が全校で導入できるよう教育委員会が伴走支援する。

2 モデル実施校の完全導入に向けた流れ

<令和5年度>

- (1) モデル実施校の指定
- (2) モデル実施に係る周知

<令和6～7年度>

- (1) 類似の仕組み(学校評議員)からの段階的な移行期間
(組織体制の整理及び課題等の整理など～報酬、委員数、その他予算等～)

(2) 江戸川区学校運営協議会モデル実施 実施要領などの実施

- ・ 令和6年度
学校運営協議会組織体制づくり、学校運営協議会委員の選定・任命、啓発リーフレットの作成、教職員に向けた制度の周知研修、学校運営協議会委員に向けた制度の周知・研修、保護者・地域・団体等への制度の周知
- ・ 令和7年度
学校運営協議会規則の策定、学校運営協議会の実践、地域学校協働本部組織体制づくり

<令和8年度>

- (1) コミュニティ・スクール導入開始
候補校: モデル実施校のうち導入可能な学校

第三部

運営マニュアル

第1章 導入前の準備

1 コミュニティ・スクールの導入の決定

コミュニティ・スクールの導入には、地域の力が必須です。導入にあたっては、学校評議員等を中心に地域や保護者と十分な検討を行ってください。

なお、導入時期等が決定したら、【様式1「設置同意書」】及び【様式2「(別紙)実施計画書」】を担当課へ提出してください。

2 教職員に向けたコミュニティ・スクールの理解促進

本運営マニュアルの第1部「コミュニティ・スクールとは」を参考に、コミュニティ・スクール(学校運営協議会導入校)に関する研修会を実施してください。

単にコミュニティ・スクールの制度的な理解・知識の習得ではなく、地域と取り組むべき課題等をしっかりと教職員に「熟議」させ、コミュニティ・スクールの価値付けをしてください。

3 保護者・地域に向けたコミュニティ・スクールの理解促進

コミュニティ・スクールには地域住民の理解が必要不可欠です。そのため、教職員と同様、様々な場面において、その理解が図れるよう丁寧に説明することが重要です。また、定期的にその意義やメリットを発信することで、今後の地域学校協働本部の活性化にもつながります。特に学校評議員と学校運営協議会の違いや、学校応援団と地域学校協働本部の違いを明確にして、説明することが大切です。

ポイント

○教職員や保護者、地域住民等に向けたコミュニティ・スクールの理解促進については、その状況に応じて、本運営マニュアルの「第1部コミュニティ・スクールとは」を参考に説明する。

4 学校運営協議会及び地域学校協働本部用スペースの確保

導入段階では、十分なスペースの確保は困難かもしれませんが、中・長期的には、空き教室など、活動の拠点となるスペースの確保が必要になるかもしれません。教室等配置の決定にあたっては、学校運営協議会及び地域学校協働本部が物理的な要件で、活動の幅が制限されないよう留意してください。なお、最低でも、主任コーディネーター等が執務できる机は、必須としてください。ただし、本区の場合、児童・生徒数の変動により、空き教室、空きスペースが十分でない学校もあります。そのため、学校運営協議会及び地域学校協働本部のスペースありきで、児童・生徒の学習環境が圧迫されないよう配慮をしてください。

5 組織づくり

(1) 教職員

本来であれば、コミュニティ・スクール担当教員等を任命し、コミュニティ・スクール全般に関わる業務を担わせ、教職員・保護者・地域が三位一体となって活動を行うことが理想です。一方で、会議の時間帯や教

職員の業務負担等を考えると、厳しいのが現状です。そのため、初期段階では、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員（以下、コーディネーターという）の中から主任を設置し、教職員がより円滑に運営に携われるようにすることが大切です。コミュニティ・スクールの運営が本来の業務を圧迫すれば、その継続性が失われることに留意しなければなりません。

(2) 保護者

PTA 活動と地域学校協働本部の活動内容をしっかりと把握することが大切です。

学校運営協議会の活動が、保護者の過剰な負担等になることは、避けなければなりません。何よりも、誰もが、自分の生きがいの一つとして、コミュニティ・スクールの活動に参加できる組織にするよう留意してください。

(3) 地域

学校運営協議会委員の選出や地域学校協働本部の設立は、町会や自治会など地域の状況を十分に踏まえた上で行うことが重要です。本区は、各学校において、学校応援団が活発に活動していますので、学校応援団を中心に地域学校協働本部の活動を立ち上げ、徐々にその活動の幅を広げたり、焦点化させていくと円滑です。

ポイント

○組織づくりは、形にとらわれず、各学校やPTA、地域の実態に応じて、お互いの過度な負担にならぬよう十分に留意すること。

○子ども、教職員、保護者、地域の全てが笑顔になれるようすること。

配慮事項：江戸川区のPTA活動は総じて、活発です。一方で、PTAを設置できない学校も出てきており、PTAの役員が困っている状況があることも少なくありません。

6 取り組むべき教育課題と地域課題の焦点化

学校運営協議会を立ち上げる前に、目標の共有が重要です。

そのために、「学校の強みと弱みは何か」「地域の教育資源や課題は何か」を見極めます。

(1) 教育課題の焦点化

まずは、様々な基本情報を整理し、学校における教育課題を焦点化します。その上で、更なる基本情報を過去10年ほど遡り、数値を探ります。

<基本情報例>

職員数、生徒数、学力調査、体力調査、不登校児童・生徒数、QU調査の結果、特別支援教室の在籍人数、部活動外部指導員数など

(2) 地域課題の焦点化

<地域課題例>

- ・高齢化が進行する中で、防災対策を重視したい。
- ・特産物を作って地域の活性化を図りたい。
- ・社会福祉施設の活性化を図りたい。
- ・生涯学習の場を広げたい。
- ・地域のボランティアサークルを活性化させたい。 等

ポイント

○学校が中・長期で取り組むべき教育課題及び地域課題を見極めること。
本来であれば、協議会で協議した方が望ましいですが、立ち上げ段階では学校がリーダーシップを発揮する方が円滑です。

7 学校運営協議会委員の選出及び組織づくり

中・長期で取り組むべき教育課題が決定したら、その教育課題を解決するための学校運営協議会委員を選出します。選出後は、【様式3「学校運営協議会委員推薦書」】を担当課に提出して下さい。なお、これを受けて、担当課から【様式4「委嘱状」】が教育委員会の承認を受けて、交付されます。

(1)人数

15名以内(最低人数はありません)

(2)選出区分

保護者、地域住民等、対象学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、対象学校の校長、教育委員会が適当と認める者

ただし、学校運営協議会をもって学校関係者評価委員会に充てる場合において、当該学校の校長は、学校関係者評価委員の地位を得ることはできません。その場合、校長が必要と認める場合に限り、学校関係者評価委員として新たに委嘱することもできます。

ポイント

- 中・長期の教育課題や地域課題を解決するために、どのような人材が必要かを考慮する。
- 自治会や教育団体等の「あて職」ではなく、あくまでも人物本位とする。
- 年齢層を踏まえ、学生等の人材も視野に入れる。

8 地域学校協働本部の組織づくり

(1)協働活動

学校運営協議会で熟議した教育課題や地域課題に合わせて、その解決につながる協働活動を計画する。

<参考例>

放課後学習支援、部活動支援、朝の通学路等における安全確保支援、運動会時の学校行事の支援、地域学校協働支援広報活動、生徒のボランティア支援、生涯学習の場(サークル)づくり 等

(2)コーディネーターの指名

職務

地域と学校の連携及び協働の内容に応じた協働活動に必要な人材の確保、配置、管理及び運営を行う。

対象者

社会的信望があり、かつ、協働活動の推進に熱意及び識見を有する者

その他

あくまでも、校長の推薦のもと、教育委員会が委嘱する

(3) 主任コーディネーターの指名

職務

各コーディネーターのとりまとめ役

人数

必要に応じて1名まで指名することができる

(4) 統括コーディネーターの指名

職務

コーディネーターを統括する立場として、コーディネーター間の連絡及び調整、コーディネーターの確保及び人材育成のほか、地域における取組の促進等を行う。

対象者

協働活動の推進に熱意及び識見を有し、学習指導要領が目指す社会に開かれた教育課程の実現に寄与する者

人数

1名以上

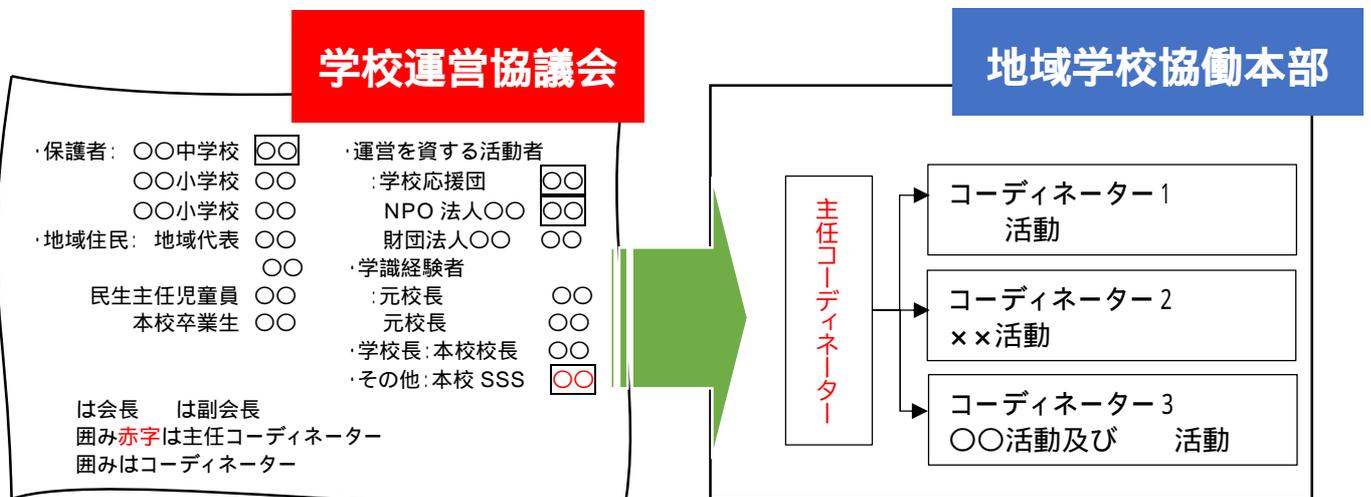
その他

教育委員会に配置する

ポイント

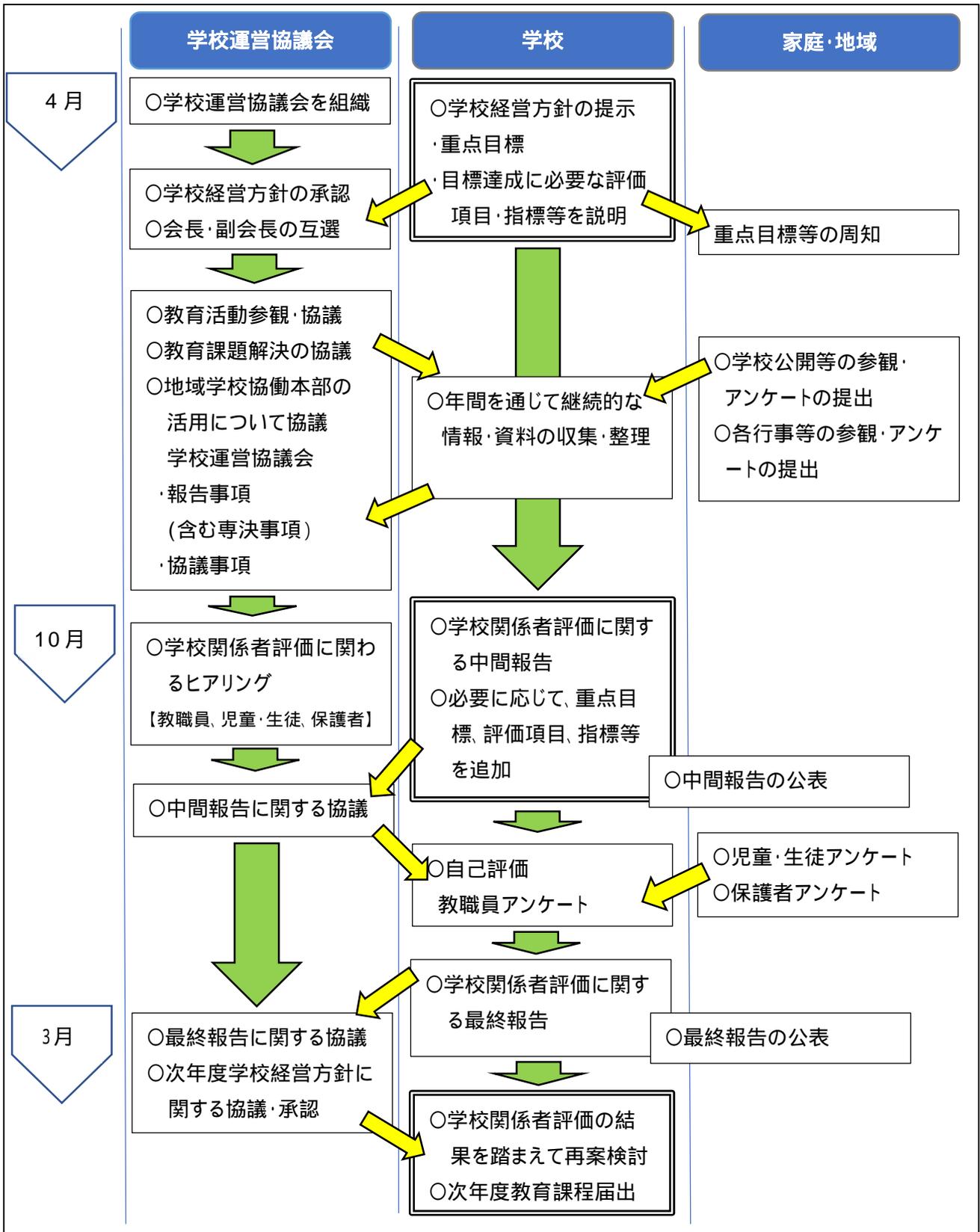
- コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の違いを丁寧に説明してください。
 - ・コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を通して、学校運営・経営強化を図る組織です。
 - ・地域学校協働本部は、学校運営協議会で検討した学校運営方針の下、協働活動を進める組織です。

<参考組織図>



第2章 学校運営協議会の運営

1 コミュニティ・スクールの大まかな年間スケジュール



2 学校運営協議会の組織

(1) 会長・副会長の選出

会長の職務は以下のとおり。

- ・委員の招集(実際には、会長名の開催通知を事務局が発送) 事務局は、当面の間は、学校
- ・議事を掌る。(会長は、協議を進行し、意見をまとめ、教育委員会へ意見の申出を行う。)

ポイント

○会長は、学校運営協議会を代表する立場になりますので、

- ・学校、家庭、地域の立場について理解できる人
 - ・様々な意見をまとめることができる人
- が必要となってきます。

○選出区分の指定はなく、委員であれば誰でも可能です。校長が会長を務めるのは、承認を受ける立場といった観点から望ましくありません。

(2) 学校運営協議会のコンセプトを協議

会長・副会長等の組織が決定したら、学校運営協議会の基本的な考え方であるコンセプトを協議します。

<参考例>

○スローガン:「みんな大好き わが郷土 ○○」

学校運営協議会委員で共有した目指す子どもの姿

- ・主体的に自分から学びを楽しむ子
- ・自分で考え、判断し、行動できる子
- ・少し困難な場面に出会っても、がんばる たくましい子

○ 学校運営協議会の役割

- ・より様々な声を集め学校運営に反映させること。
- ・必要な情報を正しく伝え理解を求めること。
- ・共に考えていく学びの場を提供すること。
- ・教育活動の課題解決・改善案を提示すること。

○「地域とともにある学校づくり」

~ 子どもも、家庭も、先生も、地域も、全員笑顔 ~

ポイント

○学校運営協議会のコンセプトを決定する。

(3) 学校運営協議会の運営

学校運営協議会の流れ

学校運営協議会の協議内容は、主に報告事項、協議事項の2つに分類されます。

報告事項とは主に、専決事項(校長が協議会に諮らずに決裁したもの) 協議会の意思で設置した委員会等の進捗 その他、学校の取組などについての状況報告などがあげられます。

また、学校評価に関する中間や最終の評価も、ここに含まれます。

次に、協議事項とは、学校を運営するにあたり、大きな意思決定が必要な事項です。

例えば、他団体からの依頼事項や次年度の教育課程の編成に関する事、教育委員会への要望事項等があげられます。

最後に、その他です。その他とは、日程調整等になります。

また、教員の服務事故や児童・生徒の状況などの報告は、秘密会として、傍聴者等を全て無くして、その他の事項の中で行います。

学校運営協議会次第例

令和〇年〇月〇日

第〇回学校運営協議会次第

1 報告事項

- (1) 専決事項について(報告)(資料〇)
- (2) 〇〇についての進捗(資料〇)
- (3) 〇〇についての変更(資料無し)

2 協議事項

- (1) 江戸川区教育課題実践推進校について(資料〇)
- (2) 〇〇検討委員会の発足について(資料〇)
- (3) 地域学校支援本部 〇〇支援班について(資料〇)
- (4) 教育課題実践推進校(教育課題:特別支援教育)(資料無し)
- (5) 評価アンケート(生徒・保護者・教職員アンケート)(資料〇)

3 その他

- ・次回日程調整、秘密会

4 次回日程・内容

報告事項、協議事項(令和6年度学校経営方針(案)等)

ポイント

○協議会の内容は、主に、報告事項、協議事項です。

議事進行例

○冒頭

会長	<p>それでは、只今より第〇回学校運営協議会を開催します。</p> <p>本日は、〇〇委員から所用により御欠席との御連絡を頂いており、〇人中、〇人の出席で、出席委員が半数以上になっておりますので、本協議会は成立しております。</p> <p>また、予め、〇名の方が、傍聴を希望しております。</p> <p>このまま傍聴を認めてよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
	<p>それでは、傍聴を認めます。</p> <p>傍聴者の方々は、本協議会における言論に対して、意見を述べたり、拍手等で可否を表明したりするなど、傍聴券の注意事項については厳守をお願いします。</p>

○報告事項

会長	<p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>まず始めに、日程第1 報告事項</p> <p>1 専決事項(令和〇年〇月〇日以降)</p> <p>について、学校の方から説明をお願いします。</p>
校長	<p>それでは、説明申し上げます。机上でございます、資料を御覧ください。</p> <p>〇〇については…</p>
会長	それでは、報告を受けて、御質問・御意見がある方はいますか？
〇〇	挙手
会長	それでは「〇〇」さん
〇〇	〇〇について
会長	それでは、「〇〇」について学校から回答をお願いします。
校長	〇〇について回答します。
会長	〇〇さんよろしいでしょうか？
〇〇	了承
会長	それでは、他に御意見・御質問のある方はいますか？
	以降、赤字部分の繰り返し
会長	<p>それでは、御質問や御意見も出そろったようなので、</p> <p>日程第一 報告事項</p> <p>1 専決事項(令和〇年〇月〇日以降)について、確認します。</p> <p>日程第一 報告事項1 専決事項について、了承してもよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
	それでは、日程第一 報告事項1 専決事項について了承します。

○協議事項

会長	次に日程第二 協議事項 1「〇〇」について 学校の方から説明をお願いします。
校長	それでは、御説明申し上げます。 資料〇を御覧ください。 本取組みは…
	赤字部分と同様
会長	それでは、御質問や御意見も出そろったようなので、 日程第二 協議事項 1「〇〇」について審議いたします。 (場合によっては、決をとる必要があります。) 「〇〇」について <ul style="list-style-type: none"> ・原案のとおり決定 ・原案を不承認 ・継続審議 } によろしいでしょうか
委員	異議なし
会長	それでは、「〇〇」については <ul style="list-style-type: none"> ・原案のとおり決定 ・原案を不承認 ・継続審議 } といたします。

○秘密会

会長	次に、学校より個人情報を含む内容について報告すべき事項があるとの申し出を受けておりますので、ここからは秘密会とさせていただきます。 傍聴の方々は、一時退出をお願いいたします。
	傍聴者退場
会長	それでは、校長より報告をお願いします。
	赤字部分と同様

○終盤

会長	以上で本日の日程すべてを終了します。 ありがとうございました。 それでは、次回の確認をお願いします。 学校よりお願いします。
	日程等の確認

令和〇年〇月〇日

第〇回学校運営協議会議事録

- 1 校長挨拶
 - ・・・
- 2 議事
 - < 報告事項 >
 - (1) 専決事項
 - ・〇〇〇〇 【了承】
 - ・〇〇〇〇 【了承】
 - (2) 〇〇 【了承】
 - < 協議事項 >
 - (1) 〇〇について
 - ・・・・・・ 原案のとおり決定
 - (2) 〇〇について
 - ・・・・・・ 原案を不承認
 - (3) 〇〇について
 - ・・・・・・ 継続審議
- 3 その他 次回日程・内容
 - ・令和〇年〇月〇日(〇)午後〇時〇分～
 - ・内容
 - 〇〇について
 - ××について
 - について

開催回数(年間計画の決定)

年間を通して月1回程度の開催が望ましいですが、全員の参集となると難しいのが現状です。そのため、全員が集まる本会議は年間 4～6 回程度として、それ以外は、意思決定の場を設けない連絡協議会や分科会(例 勉強会、分科会を設定しての協議会)を開催して、活動のつながりをもたせるなどの工夫が考えられます。ただし、開会回数が少ないと、意思決定の場も少なくなり、校長の専決事項が増えるため、可能な限り、意思決定を少しでも多くの委員と行うことが、コミュニティ・スクールの第一歩になります。

ポイント

○開催回数は学校の実態を踏まえ、工夫する。

議事について

協議会の開催は、委員の半数以上の出席で成立します。また、出席委員の過半数の可決により議事を決することができます。可否同数の場合は、会長が決めます。

ポイント

○委員の出席が半数に満たない場合は、会議を開くことができません。
あくまでも連絡協議会としての開催となり、意思決定は出来ません。

会議の公開

○学校運営協議会の開催の告示

学校運営協議会は原則全て公開となりますので、学校ホームページで、開催を告示します。(HP等で、公開日時や年間予定を4月当初に示すなどの告示方法が考えられます)ただし、職員の採用や任用、児童・生徒を含む学校関係者の個人情報扱う事項などは、秘密会として行い、非公開で行います。

参考告示文例

令和〇年第〇回〇〇学校運営協議会を下記のとおり招集します。

令和〇年〇月〇日

江戸川区立〇〇学校
学校運営協議会 会長〇〇 〇〇

記

- 1 招集の日時 令和〇年〇月〇日 午後〇時～
- 2 招集の場所 〇〇学校 会議室
- 3 議 題
 - (1) 報告事項
・
・
 - (2) 協議事項
・
・
 - (3) その他
・

ポイント

○学校運営協議会の開催は2～3週間前を目途に告示し、傍聴者の受け入れにより、可能な限り透明性をもつことが大切です。

○傍聴者の受け入れ

学校運営協議会の協議は、事案によっては、学校運営協議会と異なった意見を持つ方が可否を表するなどの可能性もあります。そのため、傍聴者の受け入れにあたっては、予め一定程度の基準を設定しておく必要があります。

<参考告示文例>

表面	裏面
<p>NO. _____</p> <p style="text-align: center;">傍 聴 券</p> <p style="text-align: center;">(傍聴者用)</p> <p>(有効年月日)</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 <当日限り有効></p> <p>(住 所)</p> <p>(氏 名)</p> <p>江戸川区立 学校「学校運営協議会」</p>	<p style="text-align: center;">傍聴について</p> <ol style="list-style-type: none">この券を所持する者は、この券に記載された日に限り江戸川区立 学校「学校運営協議会」の会議(以下「会議」という。)を傍聴することができる。ただし、定員に達したときは、この券を持参していても入場できないことがある。傍聴人が入場しようとするときは所定の入口で、又は係員から要求を受けたときはいつでもこの券を提示しなければならない。傍聴人は、次の事項を守らなければならない。<ul style="list-style-type: none">・会議における言論に対し拍手、その他の方法により公然と可否を表さないこと。・騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。・はち巻、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。・飲食又は喫煙しないこと。・みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。・許可なく撮影、録音をしないこと。・その他 江戸川区立 学校「学校運営協議会」の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。秘密会の議決があったとき又は会長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。傍聴人は、会議の傍聴について、係員の指示に従わなければならない。

ポイント

○学校で定める基準は、「江戸川区立学校における学校運営協議会の傍聴に関する基準」を参考にすること。

(4) 協議内容

校長の基本方針等の承認

校長は毎年度、以下の事項について、協議会の承認を得ます。承認後は、**【様式5「学校運営協議会における「令和〇年度学校運営の基本方針」承認に関わる報告書」】**を担当課に提出してください。

- 教育課程の編成に関すること。
- 学校経営計画に関すること。
- 組織編制に関すること。
- 学校予算の編成及び執行に関すること。
- 施設管理及び施設整備等の整備に関すること。

<記入参考例>

学校運営協議会における「令和〇年度学校運営の基本方針」承認に関わる報告書

江戸川区立〇〇学校

令和〇年〇月〇日に開催された学校運営協議会において、校長より、発議された「令和〇年度学校運営の基本方針」を委員の総意として承認しました。

よって、下記の資料を添え、江戸川区教育委員会へ報告いたします。

記

〇令和〇年度 江戸川区立〇〇中学校 基本方針

- ・ 教育課程の編成に関すること、(資料 1)
- ・ 学校経営計画に関すること、(資料 2)
- ・ 組織編制に関すること、(資料 3)
- ・ 学校予算の編成及び執行に関すること、(資料 4)
- ・ 施設管理及び施設整備等の整備に関すること、(資料 5)

令和〇年〇月〇日

江戸川区立〇〇学校運営協議会
会長 〇〇 〇〇

ポイント

○学校運営協議会において承認が得られない場合は、再度、議論を尽くして成案を得るよう努め、内容について改善等を図り、再協議を行ってください。



教育委員会への意見の申出

協議会は対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができますので、【様式6「**教育委員会への意見の申出**」に関する意見提出書】に意見をまとめ教育委員会担当課に提出します。

<記入参考例>

「教育委員会への意見の申出」に関する意見提出書

意見提出書	
提出日	令和〇年〇月〇日
提出協議会	江戸川区立〇〇学校
意見内容	
<p>○各校の主任コーディネーターの情報共有の場として、年に数回は連絡会を開催してほしい。</p> <p>○本校の英語教育の充実に向けて、都の研修制度(教師道場又は研究員等)を修了した教員をお願いしたい。</p>	
希望回答形式	口頭 文書
<p>上記内容を江戸川区教育委員会へ申し出ます。 令和〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">江戸区立〇〇学校 学校運営協議会 会長 〇〇 〇〇</p>	

ポイント

○想定される意見内容は、学校管理運営規則の見直しや学校裁量拡大等の行政全般に関わる制度や仕組みなど、学校単位では、難しいと判断される事案が生じた際の意見です。本区の場合予算要望等については、校長から各担当課に相談できる体制があり、その都度、または、定期的に回答しています。

「教職員の任用に関する意見」の取り扱い

学校運営協議会は、学校の基本方針を踏まえつつ、保護者や地域の意見を学校運営に反映し、学校運営をより充実していくために必要な教職員の人事(採用、昇任、転任であり、分限処分、懲戒処分等は含まない)につき、教育委員会規則に定める事項について、当該学校を設置する教育委員会を通じて任命権者に意見を述べることができます。この際、校長は日頃より学校運営協議会に対し、学校のビジョンや校内体制の状況等について十分に共有しておくことが重要です。任命権者は域内の実情を踏まえつつ、学校運営協議会の意見を尊重するよう努めることが求められますが、任命権者(都道府県・政令市)の任命権の行使そのものを拘束するものではありません。また、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではありません。

<要望の例>

- ・小学校における外国語活動の充実のため、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を要望
- ・若手教職員の人材育成のため、「学年主任ができるリーダー性を持った教員」の配置を要望
- ・「地域に根ざしたスポーツ」に関連する部活動の専門的指導ができる教員の配置を要望

ポイント

○「教職員の任用に関する意見の申出」は、学校の抱える課題の解決や特色ある学校づくりに必要な校内体制の整備・充実が図られるようにして下さい。

(5) 学校関係者評価

学校運営協議会による特例

本区では、「『江戸川区立幼稚園及び小・中学校における学校評価実施要綱』平成23年12月5日教育長決裁」第6条により、学校関係者評価委員会を設置することとなっています。ただし、同要綱第9条により、当該学校運営協議会をもって学校関係者評価委員会に充てることとなっています。

評価内容

評価については「『江戸川区学校運営協議会モデル実施 実施要領』第4条の項目が主な内容です。なお、以下がその内容の概要です。

なお、学校評価報告は、【様式7「学校評価報告書(学校経営計画・学校評価シート)」】にまとめ、年度末に担当課に報告をしてください。

○教育課程の編成に関すること。

教育課程とは、教育の計画を指し、各学校の校長が、学習指導要領に基づいて、どの学年でどのようなことを学ぶかを編成したものです。

本区では、

- ・第1表「教育方針」(学校の教育目標、学校の教育目標を達成するための基本方針等)
- ・第2表「指導の重点」(学力、体力、健全育成等)
- ・第3表「学年別授業日数及び授業時数等の配当」(年間授業日数配当表、各教科等の年間授業時数等配当表)
- ・第4表「年間行事予定」

を編成することとなっています。

○学校経営計画に関すること。

学校経営計画とは、江戸川区教育委員会が示す重点事業を受け、学校教育目標を達成するための戦略を示したものです。

<学校経営計画記載参考例>

- ・学校教育目標
- ・目指す姿(目指す学校像、目指す生徒像、目指す教師像等)
- ・学校の現状(前年度学校評価の成果と課題)
- ・基本方針を達成するための評価指標

・評価指標を達成するための具体的な方策

○組織編成に関すること。

<主な記載内容例>

- ・転入教職員紹介
- ・組織表(管理職・主幹等、クラス・学年・教科及び各主任等)
- ・養護・栄養士・事務・用務
- ・その他の会計年度職員
- ・その他
 - 区各種委員会委員
 - 都各種委員会委員
 - 区研究制度(ミドルリーダー)
 - 都研究制度(教師道場、研究員、開発委員、研究生等)等

○学校予算の編成及び執行に関すること。

<参考例>

令和6年度予算 令達調書			○○学校事務室		
事業名称	4/1令達額(円)	備考	事業名称	4/1令達額(円)	備考
学校運営費	10,178,480		給食運営費	100,000	給食関連修繕等
報償費	80,000	包金等	需用費(修)	100,000	
需用費(一)	8,319,180	別紙1参照	給食用具購入費	260,000	給食関連物品等
消耗品費	8,140,180		需用費(一)	260,000	
教材教具等	6,661,180	物件費	学校保健事務費	198,000	保健関連
指導用参考図書	133,000	図書	需用費(一)	192,000	
学校図書館用図書	1,346,000	図書	役務費	6,000	
印刷製本費	179,000	学事報告作成等	特支学級運営費		物件費
役務費	77,300	調律等	需用費(一)	906,107	
備品購入費	1,702,000	単価3万以上のもの 別紙1参照	備品購入費	必要に応じて令達	単価3万以上のもの
学校維持管理費	785,000	各種修繕等	教育研究所運営費	1,000,000	チャレンジクラス
需用費(修)	785,000		需用費(一)	1,000,000	
学校行事実施費	1,118,000		学校施設維持補修費	610,000	
需用費(一)	278,000	運動会等	需用費(一)	200,000	主事室関連
役務費	610,000	派遣費等	需用費(修)	380,000	施設等修繕
使用料及び賃借料	75,000	見学科等	原材料費	30,000	主事室関連
負担金補助及び交付金	155,000	大会参加費等			

○施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

江戸川区では本来年度当初、年度途中、年度末等、施設設備に関する要望等を区がまとめている。

<参考例>

- 学校施設課に依頼している修繕
 - ・職員室の外扉入れ替え修繕。
 - たてつけが悪く、扉のレールそのものが歪んでいる状態サッシも含めた総入れ替えが必要。
 - ・校門修繕
 - タイヤの部品が外れており、部品の入れ替えが必要。
 - ・校庭の部分的整備

- 運動会時、落差により生徒が転倒する場面が見られた。校庭グラウンドのへこみ等の修繕が必要。
校内予算で予定している修繕
- ・体育館舞台照明スイッチ取付作業
舞台の照明スイッチが舞台袖に存在しておらず、ブレーカーしかない状態のため舞台袖にスイッチを取り付ける
- ・体育館校内用スピーカー配線修理
体育館の放送配線が切れており校内放送が聞こえない状態。壁の手の届く位置に配線があり、切れやすい環境である。スピーカー配線をつなぎなおし、切れにくい場所に配置することが必要。

ポイント

○より良い学校経営のためには、教育課程の編成等の経営方針に限らず、人員、予算、施設設備の整備など、様々な視点から評価を受けることが大切です。

- 学校関係者評価のための子ども・保護者・職員からの聴き取り
- 学校関係者評価を進めるにあたっては、管理職からの説明だけでなく、学校運営協議会から代表者を選び、子ども・保護者・職員からヒアリングを行う必要があります。
- ヒアリング後は、学校運営協議会でその状況話し、情報共有を図ることが、大切です。
- 【様式8 学校関係者評価のためのヒアリング結果報告書】**をヒアリング者に配布し、学校運営協議会で報告するよう依頼してください。
- 学校運営協議会活動報告
- 年度末には、教育課程の承認等を済ませた段階で、**【様式9「学校運営協議会活動状況報告書」】**の提出を行ってください。この提出により、年間の活動を振り返り、来年度に向けて内省を図ります。

3 よりよいコミュニティ・スクールを目指して

(1) 学校運営協議会のポイント

- 各委員が相互の平等性を保ち、しっかりと協議すること。
- 大事なことは、しっかりと協議し、ビジョン・情報を共有し、熟議すること。
- 熟議とは、「**熟慮**」「**協議**」
- 校長の基本方針等の承認の際には、
 - ・委員それぞれが、自分の考えとして承認する。
 - ・学校は、分かりやすい説明をする。
- 校長や委員会に意見を述べる際は、合議体での意見にする。
 - ・地域づくりの視点も加えた協議をする。
- 教職員の任用に関する意見は、目指す学校像を実現するための任用意見であることを念頭にすること。

(2) 各委員のアイデアを生かしながら進める

- 焦らず、一歩ずつ、協議を通して知恵を出し合う。

- ・基礎期・・・お互いを知る、学校を知る、方向性を合わせる
- ・設計期・・・それぞれの立場や思いを知る、様々な声に耳を傾ける、情報を発信する
- ・熟成期・・・社会に開かれた教育課程の実現に向けたカリキュラムの整理、地域学校協働本部との一体的で持続可能なコミュニティ・スクールを意識する。

ポイント

- 各回の学校運営協議会で大切なこと
 - ・全員が発言できる機会を作れるように
 - ・特定の人意見に強く流されることなく、全員の意見が尊重されるように
 - ・多くのアイデアが生み出されるように
 - ・意見や考えが見える化しながら共有していくように
 - ・議論を整理しながら、解決策につながりやすくなるように
 - ・話が迷走するときは、ホワイトボードに書き出したり、付箋を利用して張り出したりして整理し、「見える化」を進め、納得解を導き出すプロセスが見えるように

(3) コーディネーターの活用

- ・コーディネーターは地域をつなげる。
- ・「社会に開かれた教育課程」を意識して、教育課程に位置付ける各教科等のカリキュラムを教員と連携し、コーディネートする。

<参考例>

○総合的な時間における

- ・安全安心マップ作り
- ・キャリア教育(チャレンジ・ザ・ドリームなど)
- ・お店番体験
- ・金融教育

○各教科等における

- ・弁護士による著作権・肖像権の授業
- ・薬物乱用防止教室
- ・企業社員による企業理念の授業
- ・専門家を招いての武道の授業

<引用・参考文献>

- 「地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集」平成28年4月 文部科学省
- 「コミュニティ・スクールのつくり方」令和2年10月文部科学省
- 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入ガイドンス」令和6年4月 千葉県教育庁
教育振興部生涯学習課学校・家庭・地域連携室
- 「杉並区コミュニティ・スクール(地域運営学校)ハンドブック」令和6年8月発行 杉並区教育委員会学校支援課
- 「栃木市コミュニティ・スクール 運営マニュアル(改訂版) 地域とともにある学校をつくりましょ
う!」平成29年8月(一部改訂 令和3年3月) 栃木市教育委員会
- 「きのくにコミュニティ・スクールのつくり方」平成29年 和歌山県教育委員会

資料

○関連様式 1～9

- ・様式1「設置同意書」
- ・様式2「(別紙)実施計画書」
- ・様式3「学校運営協議会委員推薦書」
- ・様式4「委嘱状」
- ・様式5「校長の基本方針への承認」に関する報告書
- ・様式6「教育委員会への意見の申出」に関する意見提出書例
- ・様式7 学校評価報告書(学校経営計画・学校評価シート)
- ・様式8 学校関係者評価のためのヒアリング結果報告書
- ・様式9「学校運営協議会活動状況報告書」

○関連要領等

- ・江戸川区学校運営協議会モデル実施 実施要領
- ・江戸川区地域学校協働活動推進事業 実施要領
- ・江戸川区立幼稚園及び小・中学校における学校評価実施要綱
- ・江戸川区立学校における学校運営協議会の傍聴に関する基準

○様式1「設置同意書」

文書番号

令和〇年〇月〇日

江戸川区教育委員会
教育長 〇〇 〇〇 殿

江戸川区立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

学校運営協議会設置同意書

本校は、江戸川区立学校運営協議会規則第2条の規定により、学校運営協議会の設置に同意します。

実施計画書 別紙のとおり

実施計画書

1 学校の概要

(1) 学校名

(2) 校長名

(3) 生徒・児童数等 合計 名

<通常学級> 合計 名

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
児童生徒数						
学級数						

<特別支援学級> 合計 名

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
児童生徒数						
学級数						

(4) 電話番号

(5) ホームページ URL

(6) 学校代表メールアドレス

2 具体的な内容及び方法

(1) 学校運営協議会の開催

回数

主な内容

(2) 主任コーディネーターについて

氏名

主任コーディネーター 氏名

主な分科会

コーディネーター 「 部会」 氏名

コーディネーター 「 部会」 氏名

コーディネーター 「 部会」 氏名

(3) その他

○様式3「学校運営協議会委員推薦書」

令和 年度 学校運営協議会委員推薦書

色のついたセルに入力してください。

学校番号	学校名	提出日
校長名		

回答者 職名	氏名

番号	委員氏名	所属	継続・新規
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

所属例 町会長、自治会長、青少年地区委員、青少年委員、学校医
 (主任) 民生児童員、学校ボランティア、現(前、元)PTA 会長

委 嘱 状

殿

〇〇〇学校 学校運営協議会委員を委嘱します

委嘱期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

江戸川区教育委員会

学校運営協議会における「令和○年度学校運営の基本方針」承認に関わる報告書

江戸川区立○○学校

令和○年○月○日に開催された学校運営協議会において、校長より、発議された「令和○年度学校運営の基本方針」を委員の総意として承認しました。

よって、下記の資料を添え、江戸川区教育委員会へ報告いたします。

記

○令和○年度 江戸川区立○○中学校 基本方針

- ・ 教育課程の編成に関すること。(資料 1)
- ・ 学校経営計画に関すること。(資料 2)
- ・ 組織編制に関すること。(資料 3)
- ・ 学校予算の編成及び執行に関すること。(資料 4)
- ・ 施設管理及び施設整備等の整備に関すること。(資料 5)

令和○年○月○日

江戸川区立○○学校運営協議会

会長 ○○ ○○

添付資料は、学校による説明の際に使用されたもので結構です。

○様式6「教育委員会への意見の申出」に関する意見提出書例

意見提出書	
提出日	令和○年○月○日(○)
提出協議会	江戸川区立○○学校 学校運営協議会
意見内容	
希望回答形式	口頭 文書
<p>上記内容意見を江戸川区教育委員会へ申し出します。</p> <p>令和○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">江戸川区立○○学校運営協議会</p> <p style="text-align: right;">会長 ○○ ○○</p>	

4 評価結果(ヒアリング結果)

重点課題	所見(○:優れた点 :改善点)	評語

評語について

- A … 計画以上に成果を上げている。
- B … おおむね計画通り達成している。
- C … 改善が必要である。

5 総合所見

--

○様式9「学校運営協議会活動状況報告書」

年 月 日

江戸川区教育長 殿

江戸川区立〇〇学校
 学校運営協議会
 会長 〇〇 〇〇

学校運営協議会活動報告

江戸川区立学校運営協議会規則の規定により、 年度の活動状況を下記のとおり報告します。

1 年度の活動状況

(1) 協議会の開催

回	日時	人数	主な議事、活動、内容

(2) 分科会の開催

〇〇分科会

回	日時	人数	主な議事、活動

〇〇分科会

回	日時	人数	主な議事、活動

2 協議会の取組みと成果

江戸川区学校運営協議会モデル実施 実施要領

江戸川区学校運営協議会のモデル実施は、本要領に準じた協議会運営を行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会の導入に向け、準備を整える。

（目的）

第1条 この要領は、江戸川区において行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置を目指すためのモデル実施を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（趣旨）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、江戸川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、江戸川区立小学校及び中学校に協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、対象学校に通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、の意見を聞くものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

（1）学校経営計画に関すること

（2）教育課程の編成に関すること

（3）組織編成に関すること

（4）学校予算の編成及び執行に関すること

（5）施設管理及び施設設備等の整備に関すること

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

- 第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。
- 2 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して運営改善に資する建設的な意見に限り、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。ただし、対象学校における転任を求める意見及び個人を特定しての意見を述べることはできない。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

- 第6条 協議会は、対象学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

- 第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。
- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、保護者及び地域住民等の理解を深めること
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること

(委員の任命)

- 第8条 協議会の委員(以下「委員」という。)は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
- (1) 保護者
- (2) 地域住民等
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 対象学校の校長
- (6) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(任期)

- 第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(報酬)

第11条 委員の報酬は、教育長が別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 協議会は、次に掲げる事項について審議する場合を除き、公開とする。

(1) 対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項

(2) 個人情報等を扱う等特別な事情により、会長が適当でないとする事項

2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条に反した場合

(3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年12月2日から実施する。

江戸川区地域学校協働活動推進事業 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、江戸川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、江戸川区立小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）と地域住民その他の学校関係者（以下「地域住民等」という。）が連携及び協働の体制（以下「地域学校協働本部」という。）を築く事業を実施及び運営するに当たり必要な支援を行うことにより、学校・家庭・地域が共育・協働で、子どもたちの豊かな「育ち」と確かな「学び」を目指すとともに、教育活動のさらなる充実・地域の教育力の向上を図ることを目的とする。

(地域学校協働本部)

第2条 地域学校協働本部は、協働活動（法第5条第2項に規定する地域学校協働活動という。）を実施する学校（以下「実施校」という。）ごとに設置する。

2 実施校に設置された地域学校協働本部の名称は、「（実施校名）地域学校協働本部」とする。

3 地域学校協働本部は円滑な運営を図るため、連携及び情報交換等を行う会議を開催する。

4 地域学校協働本部の構成員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学校教職員

(2) 地域学校協働活動推進員（以下「コーディネーター」という。）

(3) 関係団体の代表者

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施校ごとに対応した地域の実情を勘案し、当該実施校の学校長が必要と認める者

5 地域学校協働本部の運営に必要な事項は、実施校において別に定める。

6 地域学校協働本部は、次に掲げる協働活動を行う。

(1) 学習支援

(2) 環境整備

(3) 通学路等における安全確保支援

(4) 学校行事支援

(5) 部活動支援

(6) 広報活動

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施校及び地域住民等の連携及び協働に関する活動

(地域学校協働本部の所掌事項)

第3条 地域学校協働本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協働活動の企画に関すること。

(2) 協働活動を行うボランティア（以下「ボランティア」という。）の募集及び登録に関すること。

- (3) 協働活動の実施に関すること。
- (4) 広報活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施校及び地域住民等との連携及び協働に関すること。

(地域学校協働活動推進員)

第 4 条 地域学校協働本部に、法第 9 条の 7 に規定するコーディネーターを置く。

- 2 コーディネーターは、協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、協働活動の推進に熱意及び識見を有する者のうちから、実施校の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
- 3 コーディネーターの任期は委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、コーディネーターが欠けた場合における補欠のコーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 コーディネーターは、実施校及び地域住民等の調整等を行い、連携及び協働の内容に応じた協働活動に必要な人材の確保、配置、管理及び運営を行う。
- 5 実施校は、コーディネーターの中から主任コーディネーターを 1 名置くことができる。

(統括的地域学校協働活動推進員)

第 5 条 江戸川区のコーディネーターを統括する立場として、コーディネーター間の連絡及び調整、コーディネーターの確保及び人材育成のほか、地域における取組の促進等を図るため、統括的地域学校協働活動推進員（以下「統括コーディネーター」という。）を 1 名以上置く。

- 2 統括コーディネーターは、協働活動の推進に熱意及び識見を有し、学習指導要領が目指す社会に開かれた教育課程の実現に寄与する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 統括コーディネーターの任期は委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、統括コーディネーターが欠けた場合における補欠の統括コーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。

(地域学校協働活動推進員等の遵守事項)

第 6 条 教育委員会は、コーディネーター及び統括コーディネーターに、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) コーディネーター及び統括コーディネーターの活動の範囲を逸脱する行為をしてはならないこと。
- (2) 学校、児童生徒及び保護者の信用を傷つけるようなことをしてはならないこと。
- (3) 活動中に知り得た個人情報又は守秘事項を他に漏らしてはならないこと。
なお、コーディネーター及び統括コーディネーターを辞した後も同様とする。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会又は実施校の学校長が求める事項に反してはならないこと。

(地域学校協働活動推進員等の委嘱の取消し)

第7条 教育委員会は、コーディネーター若しくは統括コーディネーターが前条各号に規定する事項に反したとき又はコーディネーター若しくは統括コーディネーターとしての適格性を欠くと認めたときは、委嘱を取り消すものとする。

2 教育委員会は、コーディネーター又は統括コーディネーターがその活動の停止を申し出たときは、任期にかかわらず委嘱を取り消すことができる。

(地域学校協働活動推進員等に関する事項)

第8条 第4条から前条までに掲げるもののほか、コーディネーター及び統括コーディネーターに関する事項は、教育委員会事務局教育推進課において別に定める。

(運営委員会)

第9条 地域学校協働本部の円滑な運営を図るため、実施校の連携、コーディネーターの資質向上、広報活動のあり方等についての検討を行う運営委員会を年1回程度開催する。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 統括コーディネーター

(2) 区職員

(3) 教育委員会が特に必要と認める者

3 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進課において処理する。

4 前3項に規定する事項のほか、運営委員会に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育推進課長が別に定める。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会事務局教育推進課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年12月2日から実施する。

この要領の一部改正は、令和7年1月6日から適用する。

根 拠 法 令

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

- 1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。
- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれら の者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十

一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

【社会教育法第5条】

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であって地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

【社会教育法第5条】

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

江戸川区立幼稚園及び小・中学校における学校評価実施要綱

平成 23 年 12 月 5 日

教 育 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、江戸川区立幼稚園及び小・中学校（以下「各学校」という）においてその教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するために、学校教育法第 42 条に基づき実施する学校評価について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において学校評価とは、学校の教育活動及びその他の学校運営の状況について、校長・副校長及び教職員によって行われる自己評価と学校と直接関係のある学校評議員及び保護者や地域住民、接続する他段階の学校の教職員等（以下「学校関係者」という。）によって行われる学校関係者評価をもって構成される。

（評価活動）

第 3 条 各学校は、自己評価、学校関係者評価の評価活動を、重点目標の達成に必要な評価項目・指標等に基づき、計画的・定期的に行うこととする。

（自己評価）

第 4 条 自己評価は、校長のリーダーシップの下、全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うこととする。

2 自己評価を実施するに当たっては、保護者、地域住民からの外部アンケートや児童生徒からの授業評価等、年間を通じて継続的な情報及び資料の収集、整理を行うこととする。

（学校関係者評価）

第 5 条 「学校関係者評価」は、学校関係者が学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うこととする。

（学校関係者評価委員会）

第 6 条 各学校は、校長が指定した教職員と学校関係者の両者で構成する学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 各学校は、委員会を開催し、重点目標や自己評価の取組状況について説明するとともに、自己評価結果と改善方策についての評価を実施し、結果についてとりまとめることとする。

3 前項の委員会は、年度に 4 回程度開催するものとし、校長が招集する。

(学校評価の結果の報告)

第7条 各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果と改善方策を、江戸川区教育委員会に報告する。

(学校評価の結果の公表)

第8条 各学校は、学校評価の結果及び改善方策について、保護者会、学校だより、ホームページ等を通して、保護者、地域の方々、区民に対して広く公表するものとする。

(学校運営協議会による特例)

第9条 江戸川区学校運営協議会モデル実施 実施要領により学校運営協議会が置かれた学校においては、当該学校運営協議会をもって学校関係者評価委員会に充てることができる。この場合において、本則中「学校関係者評価委員会」とあるのは、「学校運営協議会」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により、学校運営協議会をもって学校評価委員会に充てる場合において、当該学校の校長は、学校評価委員の地位を得ることはできない。
- 3 学校運営協議会をもって学校関係者評価委員会に充てる学校の校長は、必要があると認めるときは、第6条の規定に基づき学校評価委員会委員を新たに委嘱することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、学校評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- この要綱の一部改正は、平成20年12月24日から適用する。
- この要綱の一部改正は、平成22年12月24日から適用する。
- この要綱の一部改正は、平成23年12月5日から適用する。
- この要綱の一部改正は、令和6年12月2日から適用する。

江戸川区立学校における学校運営協議会の傍聴に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、江戸川区学校運営協議会モデル実施 実施要領に基づき、江戸川区立学校でモデル実施している学校運営協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の指定する方法により、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定に基づき傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、入場の際に傍聴券を係員に提示し、指定の席に着かなければならない。

3 傍聴券は常に携帯し、傍聴を終えたときは、これを返還しなければならない。

(傍聴席の定員)

第3条 傍聴席の定員は、協議会の都度、会長が会場の収容人員等を考慮して定めるものとする。

2 傍聴の申込者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決する。

(傍聴ができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

1 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

2 酒気を帯びている者

3 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者

4 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 前各号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

1 会議に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと

2 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと

3 鉢巻き、たすき、腕章等を着用する等示威的行為をしないこと

4 飲食又は喫煙をしないこと

5 みだりに傍聴席を離れ、又は談話をしないこと

6 前各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(撮影及び録音等の禁止)

第 6 条 傍聴人は、会議の様子を写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 7 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、会議の進行上必要があると認めたときは、傍聴人に退場を命ずることができる

3 傍聴人がこの基準に違反したときは、会長は、当該傍聴人に退場を命ずることができる

4 前項の規定により会長から退場を命じられたときは、傍聴人は、速やかに退場すること

(係員の指示)

第 8 条 傍聴人は、会議の傍聴について、係員の指示に従わなければならない。

(様式)

第 9 条 この基準の施行について必要な様式は、会長が別に定める。

(委任)

第 10 条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この基準は、令和 6 年 1 2 月 2 日から実施する。

江戸川区立学校

コミュニティ・スクール運営マニュアル

～地域とともに創る学校を目指して～

令和7年2月10日発行

発行者 江戸川区教育委員会事務局

所在地 〒132-8501

東京都江戸川区中央1-4-1(江戸川区役所4階)

○コミュニティ・スクールに関すること

教育推進課計画調整係

電話 03-5662-0730

○学校関係者評価に関すること

教育指導課指導主事

電話 03-5662-1634

